

2024（令和6）年2月22日
第19回「竹島の日」記念特別展示

第5期竹島問題研究会 中間報告

はじめに

平成17年3月に「竹島の日を定める条例」が、島根県議会において議員立法により制定されました。

同年6月に島根県は、竹島問題について国民世論啓発の一助とするため「島根県竹島問題研究会」を設置しました。

同研究会は「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理」を行うことを目的としており、設置以降、継続的に調査研究を行い報告書を発行しています。

そして、令和3年度には、新たな研究者を加えて幅広い分野の専門家による「第5期島根県竹島問題研究会」を設置し、このたび、様々な角度からの研究成果をまとめた『中間報告書』を発行しました。

今回は、竹島問題について理解を深め、その解決の糸口の一つとなることを期待して、この『中間報告書』に関する特別展示を行います。

2024（令和6）年1月31日

島根県竹島資料室



第5期島根県竹島問題研究会の概要

目的

- 竹島問題に関する**客観的な研究**を深める。
- 研究成果を**国民世論の啓発**に役立てる。

組織

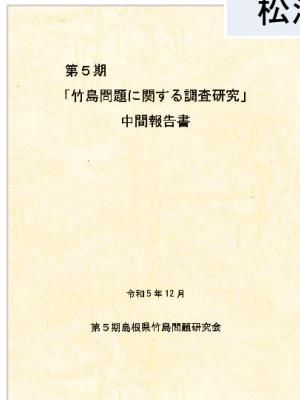
座長	副座長	委員	
下條 正男 島根県竹島問題 研究特別顧問	佐々木 茂 島根県竹島問題 研究顧問	阿川 美和 雲南市立三刀屋中学校 教頭	雲南市立三刀屋中学校 教頭
		井手 弘人 長崎大学教育学部 准教授	長崎大学教育学部 准教授
		伊藤 尚史 県教育センター教育企画部長	県教育センター教育企画部長
		伊藤由実子 県立飯南高等学校 主幹教諭	県立飯南高等学校 主幹教諭
		植田 道 松江教育事務所学校教育スタッフ指導 主事	松江教育事務所学校教育スタッフ指導 主事
		内田 文恵 元松江市歴史まちづくり部資料編纂 課 主任編纂官	元松江市歴史まちづくり部資料編纂 課 主任編纂官
		塚本 孝 島根県竹島問題研究顧問	島根県竹島問題研究顧問
		永島 広紀 九州大学韓国研究センター 教授	九州大学韓国研究センター 教授
		中野 徹也 関西大学法学部 教授	関西大学法学部 教授
		藤井 賢二 島根県竹島問題研究顧問	島根県竹島問題研究顧問
		升田 優 島根県竹島問題研究顧問	島根県竹島問題研究顧問
		松浦 正伸 福山市立大学都市経営学部 准教授	福山市立大学都市経営学部 准教授

学校教育
分科会

研究活動

- 令和3年 研究会設置 (10/21)
(2021年) 第1回 (10/21)
- 令和4年 第2回 (3/7)
第3回 (6/30)
第4回 (11/1)
- 令和5年 第5回 (1/26)

『中間報告書』
知事提出
(2/21)



第1回研究会 (令和3年10月21日)

研究レポート

- 1 竹島問題の総括 (下條正男)
- 2 韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造
- 「知」の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて - (井手弘人)
- 3 1877年の太政官指令について (中野徹也)
- 4 新局面を迎えた「太政官指令」問題研究 (藤井賢二)
- 5 竹島問題に関する韓国の主張の形成過程
— 1947年と1996年の言説の検証— (藤井賢二)
- 6 VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たる
サイバー空間における非政府アクターの外交的役割 (松浦正伸)

竹島問題の総括

下條正男

はじめに

近年の韓国側の竹島研究の一つの傾向

本来なら争点とすべき論点を避け、竹島を韓国領とする前提。

竹島は韓国領ではなかったとする不都合な事実を隠し、事実無根の主張の繰り返し。

近年続いている韓国側の「国際法」を中心とした竹島研究書の出版

いずれの出版物も、竹島の歴史的権原とも密接に関連している『東国文献備考』（「輿地考」）の「改竄説」とは無関係に著述。

韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない事実を明らかにした。

韓国側の竹島研究の問題点

『世宗実録地理志』の問題点

『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）（1454年）

「于山武陵二島在縣正東海中
[分注]二島相去不遠。風日清明則可望見（以下略）」

韓国ではこの分注を、**武陵島（鬱陵島）から于山島（竹島）が「見える」と解釈し**、当時から韓国の行政区域内であったとする証拠にしている。

『世宗実録地理志』は「規式」に従って記述されている。規式に従えば**「陸地の朝鮮半島から鬱陵島が見える」と解釈しなければならぬ。**

規式の存在を無視した恣意的な解釈をしている。

※「規式」とは地誌編纂の際の編集方針のこと

安龍福の供述の問題点

1696年、安龍福は于山島は竹島だと認めさせるため、于山島が描かれた「朝鮮八道之図」をその証拠として所持し、鳥取藩に密航した。

朝鮮へ帰還後「鳥取藩主と交渉して鬱陵島と竹島を朝鮮領にした」と供述したことが『東国文献備考』（「輿地考」）（1770年）の分注の由来となった。

「朝鮮八道之図」に描かれている于山島は鬱陵島である。その于山島は安龍福の密航事件以後、鬱陵島の東2キロにある竹嶼のこととされた。

また韓国では、安龍福の供述を歴史の事実としているが、江戸幕府の指示で鳥取藩から追放されており、藩主とは交渉していない。

安龍福の供述は偽証だった。

再び『東国文献備考』を論拠にした「東北アジア歴史財団」

『東国文献備考』（「輿地考」）の分注

「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」

韓国ではこの分注を「于山島」=「竹島」とする論拠としている。

近年「東北アジア歴史財団」が公開した動画でも、この論拠の前提で竹島を韓国領としている。

分注の引用元『東国輿地志』（1656年）では「于山鬱陵本一島」とあり、**于山島と鬱陵島を同じ島としている。**これは『東国文献備考』の編纂過程で引用文が書き換え（改竄）されたということ。

この改竄説を「東北アジア歴史財団」は無視している。

韓国は文献や古地図を恣意的に解釈

おわりに

■韓国側には、竹島の領有権を主張することのできる「歴史的権原」がない。

■韓国側で近年、国際法に偏重した関連図書を刊行しているのは、歴史研究では失地回復ができないと見て、国際法の分野で挽回しようとしたのではないか。

竹島に対する「歴史的権原」のない韓国側が、「国際法」によって、竹島の不法占拠を正当化することはできない。

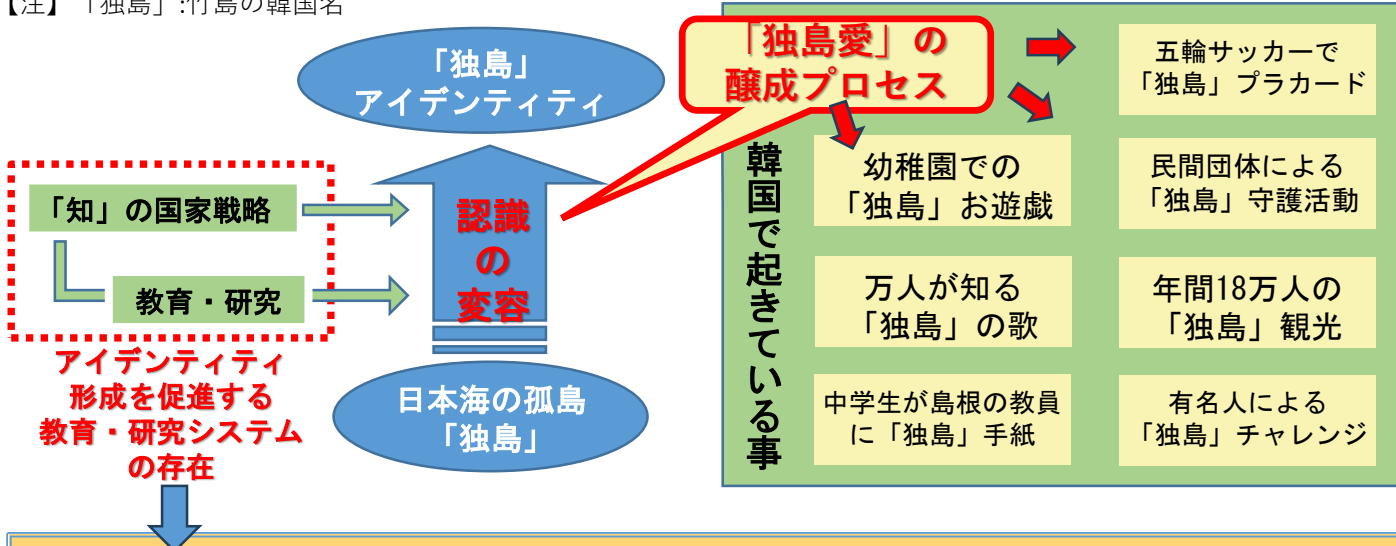
韓国における「独島」アイデンティティ形成の構造

- 「知」の国家戦略と教育・研究のシステムに焦点をあてて -

井手弘人

「独島」アイデンティティとは

【注】「独島」:竹島の韓国名



「独島」アイデンティティ形成のシステム

1. 政府・教育部 (東北アジア教育対策チーム)

- 「独島」教育全般の定着支援
- 「独島」体験館の全国整備 (特別市、広域市、道)
- 「独島を守る学校」120校選定
- 「独島教育研究学校」3校指定

2. 嶺南大学独島研究所

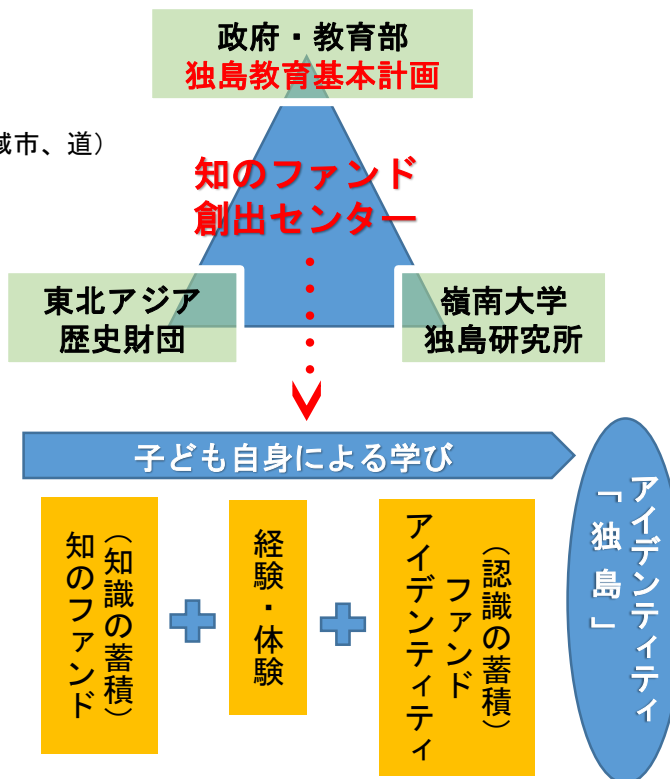
- 「独島学」の研究
- 「独島」教育政策のシンクタンク

3. 東北アジア歴史財団 (特別法設置)

- 「独島」対応のナショナルセンター
- 「独島」体験館の運営ノウハウ提供



児童・生徒の発達段階に応じた
学習プログラムの構築と実践



おわりに

- 韓国 (「独島教育」) : 教育・研究システムに裏打ちされた学習体系の構築と現場での実践の蓄積が進む
- 日本 (竹島に関する教育) : 教科書の竹島領有明記は、まだ「知のファンド」の扉を開けた段階

【日本への示唆】
わが国の子どもたちが、
将来に向かってどうすれば
**「竹島」を「自分事」
としてとらえる**
ことができるだろうか？
…「仕組み」と「行動」を
具体化していく必要がある

1877(明治10)年の太政官指令について 中野徹也

太政官指令

竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト 可相心得事

(竹島ほか一島は、本邦に關係がないものと心得よ。)

韓国の主張からして

「竹島外一島」をどのように解釈し、位置づけるかは、きわめて重要

[参考] 韓国の主張

日本政府の公式文書(太政官指令)にも竹島が日本の領土ではないと明確に記録されている。

日本の学説

日本の学説は、大きく3つにわかれている。

A. 「外一島」 = 「竹島」説

太政官指令で言及されている「竹島」は現在の鬱陵島を、「外一島」は現在の竹島を指しており、明治政府は、鬱陵島と竹島を「本邦には關係がない」との指令を出したとの説

B. 「外一島」 = 「鬱陵島」説

太政官指令にいう「竹島」と「外一島」は、ともに今日の鬱陵島を指すとの説

C. 1883(明治16)年の太政官内達による変更説

太政官指令は、「外一島」 = 「松島」 (= 竹島) を「本邦に關係がない」(A説)としていたが、1883(明治16)年の太政官内達により、「外一島」 = 「鬱陵島」(B説)に解釈が変更されたとする説

考察

①太政官指令にいう「竹島」が鬱陵島を指していることに争いはない。

②そして、太政官指令の起草過程、とりわけ島根県からの伺いに添付されていた「原由の大略」が「竹島」と「松島」を区別していたことに鑑みれば、A説が「素直な」読み方ではある。

③しかし、太政官指令の稟議書立案第二十號に、「松島」への言及がないこと、内務省による伺の本文にも「松島」は見当たらないことから、太政官が稟議の主たる対象と認識していたのは「竹島」 = 「鬱陵島」だったと推察するに足る理由もある。B説は、起草経緯から、十分に説得力のある有力な説である。

④仮定の話ではあっても、C説は支持できない。太政官指令と太政官内達とのあいだに「齟齬」はないはずだからである。

太政官指令の起草過程

1876(明治9)年10月16日

地理寮官吏からの要請を受け、島根県は内務省に対し竹島の地籍編入の可否について文書を提出



「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」

1877(明治10)年3月17日

島根県からの文書を受け、内務卿が太政官に対して照会



「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」

1877(明治10)年3月20日

太政官指令の稟議書「立案第二十號」元禄時代に朝鮮と交渉し日本から竹島(鬱陵島)への渡航を禁止したことなどから、「竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト 可相心得事」との指令案を稟議書に記述

1877(明治10)年3月29日 太政官指令

太政官指令発出後の展開

1883(明治16)年3月1日

引き続き鬱陵島に渡海する日本人が多いため、内務卿あてに太政官内達

日本名松嶋または竹島、朝鮮名鬱陵島は、日本人は渡航上陸してはならない。各地方長官はこれに違反しないよう指示しなさい。(大意)

太政官指令にいう「竹島外一島」は、起草経緯に照らしてみれば、共に「鬱陵島」を指していたとの解釈が有力と考えられる。

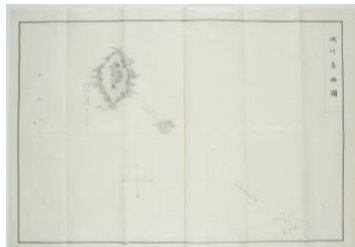
「太政官指令」で「本邦(日本)と関係ない」とされた「竹島外一島」は鬱陵島であることが判明

韓国の主張

韓国は、1877（明治10）年3月の「太政官指令」で明治政府が現在の竹島を日本領ではないと認めたと主張する。その根拠は、関連資料の「磯竹島略図」に「磯竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が描かれていることである。「竹島外一島」の「竹島」は鬱陵島、「外一島」は現在の竹島とするのである。

※「磯竹島略図」

「太政官指令」の発端となった島根県の「竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年10月に内務省に提出）に添付された絵図。



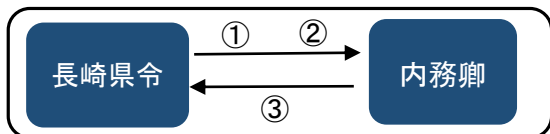
「磯竹島略図」（国立公文書館 所蔵）

新資料の発見

1. 大久保内務卿と長崎県令のやりとり

『花房義質関係文書』（東京都立大学附属図書館所蔵）所収

今回発掘された『花房義質関係文書』中の大久保利通内務卿から長崎県令への回答書で、「太政官指令」の元を作成した内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたことがわかった。



※元禄竹島一件

17世紀末の鬱陵島をめぐる日朝間の交渉。鬱陵島への日本人の渡航を禁止した。

- ① 「松島開島之儀二付伺」（1877（明治10）年7月13日）
…その島は、「南面海に向テ漸ク平坦ニ属シ」「巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ」と説明。その島＝「松島」は鬱陵島であることがわかる。
- ② 「松島開拓着手急務之概略」（①の付属文書）
…内務省と長崎県の官員らを測量等のため現地に派遣し、船舶を留める港湾の灯台や市街地の予定地を設定することや、「漁者ト樵夫」を雇用し滞在させ「漁業の伐木ノ利益」の確保をすることなどを提案。
- ③ 「大久保回答書」（1877（明治10）年8月18日付）
…「「松島」については島根県から問い合わせ（上記島根県の伺のこと）があり、調査をした。その結果、本邦に関係のないものと決定して島根県に指令したので、このような経緯を理解するように」と大久保内務卿は長崎県令に回答した。

「大久保回答書」では、「松島」について、江戸時代のその島＝鬱陵島をめぐる日朝間の交渉（元禄竹島一件）の時の往復書簡を検討して日本と関係ないと決定したとしている。

＝内務省は「松島」を鬱陵島にあたる島と理解していた。

2. 「松島御開拓之儀二付上申書」（長崎歴史文化博物館蔵）

1876（明治9）年12月9日付のこの上申書は長崎県令が内務卿と外務卿に提出したものであり、「松島という島は、樹木が繁茂しているということだ」との記述がある。

→この「松島」は鬱陵島。「磯竹島略図」による認識（「松島」＝現在の竹島）とは異なる情報を内務省は得ていた。

まとめ

「太政官指令」は鬱陵島を対象としており、現在の竹島を対象としていないことが明らかになった。「太政官指令」は明治政府が現在の竹島を日本領でないと定めた指令ではない。

韓国にとっての「太政官指令」

日本の学者が1987年に発表した論文をきっかけに、「太政官指令」を韓国の竹島領有主張の根拠に利用

●韓国の主張

1877年3月の「太政官指令」で明治政府が現在の竹島を日本領ではないと認めたのは付属文書の「磯竹島略図」に磯竹島と松島が描かれていることで明らか。



「太政官指令」は「元禄竹島一件」の資料が根拠だから、江戸時代に鬱陵島と現在の竹島も朝鮮領になった

日本の竹島領有主張は間違っている

||

●「竹島」は鬱陵島、「外一島」は現在の竹島だから、鬱陵島と竹島は日本と関係なしとされた。

「太政官指令」／日本の資料で分かること

①「竹島外一島地籍編纂方伺」（島根県→内務省）

「外一島」は松島（「磯竹島略図」（大谷家伝来の享保年間製作の図）を添付）

②内務省は、太政官への伺いにおいて「竹島」（鬱陵島）にのみ言及

元禄年間の日朝交渉で鬱陵島は朝鮮領とされたが、現在の竹島は交渉の対象になっていなかった。

太政官指令は「鬱陵島」に関するもので、竹島とは関係が無い。

||

●明治政府は「外一島」＝松島＝鬱陵島の認識で、鬱陵島は日本と関係なしとした指令である。

問題の焦点＝「外一島」とは？

次のパネルを見てね！



韓国にとって利用価値の高い「太政官指令」

●韓国の高次教科書「韓国史」（2020年発行）には「本邦（日本）と関係ない」を「朝鮮領と認めた」と意味を勝手に変えているものがある。

→「日本領でない」と「朝鮮領である」とは同じではない。仮に竹島は日本領ではないと日本政府が述べたとしても、朝鮮政府が竹島を管理した証拠がなければ朝鮮領にはならない。そのような証拠が韓国にはないことを繕うための印象操作。

●韓国の小学校教科書『初等学校5～6学年群 社会（6-2）』（教育部 2019年発行）では、「昔から独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たちに事実関係を知らせる」という課題を与え、その材料として「太政官指令」が紹介されている。

→島根県が2017年度に開催した第8回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの入選作品に、「日本の昔の本にも竹島は韓国領土と書いてあるから、韓国の領土だと思う」という韓国人中学生の主張に反論できなかった経験が記されている。「太政官指令」をはじめ韓国が「日本人も認めている」と強調する資料への対応は必要。

問題の焦点＝「外一島」とは？

「外一島」が現在の竹島でない理由 ①

2022年3月

『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』
(2022年3月、日本国際問題研究所)において再構築された解釈

「太政官指令」の検証…一件資料のテキスト分析・時代背景・周辺事情の検討

A. 「原由の大略」「磯竹島略図」は島根県の添付文書であり、太政官への内務省伺いの直接の添付資料ではない。内務省は島根県の伺いにある「元禄竹島一件において朝鮮国から往時の「竹島」が日本管内であることを認める証文を得て漁獵の権を与えた」旨の記述は事実と反するため、島根県の地籍編入の要望を支持しなかった。

B. 太政官指令は政府各機関からの伺いに対して発出される太政官からの指令。問題の「太政官指令」も内務省の「竹島外一島地籍編纂方角」に対する指令で、「批文」という些末な件を扱う形式で処理されたものであり、他国との国境画定に関わるほどの（重要な）ものではない。

C. 内務省と太政官に「現在の竹島」＝松島という認識は見られない。当時の陸海軍、地誌課作成の地図等で、「松島」はすべてダジュレー島（鬱陵島）としている。

D. 「太政官指令」には外務省の関与がない。国境に関する事案であれば、外務省が関わるはずである。太政官は江戸期の交渉を踏襲したに過ぎない。江戸期の日朝間外交上のやりとりで現在の竹島は登場しない。「鬱陵島」＝「鬱陵島と独島」という読み替えでは対話が成立しない。

E. 1883（明治16）年全国に布達された「日本称松島一名竹島朝鮮称鬱陵島への日本人渡航禁止の内達」でも江戸時代の日朝交渉を踏襲。明治政府は元禄竹島一件は鬱陵島のみが対象であったという認識。外交交渉の結果として発出され朝鮮政府へも伝達された「明治16年内達」を重要視するべきである。現在の竹島の帰属について朝鮮側から提起されたことはない。

F. 韓国の研究及び学校教育において「太政官指令」を韓国の領有根拠とするため事実誤認に満ちた虚像が再生産される現状がある。（将来を担う韓国の若い世代に事実を伝えることが重要。）

G. 韓国の于山島、鬱陵島認識に関わる、李奎遠の1882年『鬱陵島檢察日記』（1882年）の研究。

「外一島」が現在の竹島でない理由 ②

「外一島」は「松島」を証明

2022年4月

『花房義質関係文書』の発掘…内務省の認識は「松島」＝鬱陵島

- ・1877年、大久保利通内務卿の回答書…「（長崎県令から）伺いのあった松島は去年島根県から照会があった際本邦関係なしと決定し、島根県へも（4月に）その旨を指令してあるので、そのように理解すること」＝島根県に伝達された「太政官指令」は「松島は鬱陵島であり本邦関係なし」を意味していた。
- ・内務省が「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたことが分かったことで、「太政官指令」は鬱陵島だけを対象とし、現在の竹島を対象としていないことが明らかになった。

「外一島」が現在の竹島でない理由 ③

「外一島」＝松島（追加資料）

2023年

第5期竹島問題研究会中間報告書による新知見

中野徹也「1877年の太政官指令について」
竹島外一島の解釈に関する学説を整理。「外一島」＝鬱陵島説は、起草過程の緻密な検討により十分に説得力のある有力な説である。

藤井賢二「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」
明治時代の地理認識（「松島」＝鬱陵島）によって「太政官指令」は作成されたことを、「大久保回答書」だけでなく、「太政官指令」検討中の1876年12月に長崎県令が内務省に提出した伺いなどで立証。

竹島問題に関する韓国の主張の形成過程

－1947年と1996年の言説の検証－

藤井賢二

ポイント!

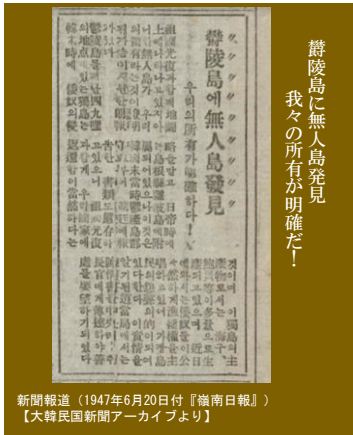
竹島の領有根拠を持たない韓国が、いかにももっともらしい根拠を作り出してきたかを明らかに。

1947年－韓国人の竹島領有主張のはじまり

ゼロからのスタート

①「鬱陵島所属獨島領有確認の件」
現在確認できる最も古い韓国側主張を記した文書。これを基に「独島」についての新聞記事が書かれる

③1952年の李承晩ライン宣言の原点
1945年秋設定のマッカーサーラインが1946年6月に修正され（SCAPIN-1033）、東シナ海での日本漁船の操業可能区域が拡大されたことに憤慨



鬱陵島に無人島発見
我々の所有が明確だ!

②8月の朝鮮山岳会の「鬱陵島學術調査隊」派遣
竹島上陸、報告会が開かれ「独島」が存在することを宣伝

1947年2月から
日本漁船の拿捕事件

「于山島」「安龍福」「勅令41号」「SCAPIN-677」など、現在の竹島領有主張の核となる事項は、まだ主張されていないね。



1996年－日本への対抗意識の高揚

接岸施設工事計画を発表

背景 1996年、日韓両国は国連海洋法条約を批准
1998年11月、新日韓漁業協定に署名、翌年1月発効

日本の反発

1996年2月7日の韓国政府の発表に対して、同月9日に池田行彦外務大臣が、竹島は「日本固有の領土」であって韓国の接岸施設建設は「日本の主権を侵害するもの」と強調し、常駐警備隊の即時退去を要求

新日韓漁業協定締結交渉
と竹島問題が関連

外相発言へ反発

「独島」への
画期的な関心の高まり

1930年代生まれの「第二世代」の研究者が主張発信の中心

第一世代...1950～60年代に日本政府に送られた韓国政府見解作成に関わった。領有主張に必須の、1905年の島根県編入以前に「竹島を有効に経営していた」事実を結局示すことができなかった。

- ・申寅鎭 (シン・ソクホ) (1904年生まれ)
 - ・李丙燾 (イ・ピョンド) (1896年生まれ)
 - ・李漢基 (イ・ハンギ) (1917年生まれ)
 - ・朴観淑 (パク・グァンスク) (1921年生まれ)
- など

第二世代...「第一世代」の課題を克服できず

- ・慎鎭廈 (シン・ヨンハ) (1937年生まれ)
- ・梁泰鎭 (ヤン・テジン) (1938年生まれ)
- ・宋炳基 (ソン・ピョング) (1933年生まれ)
- ・金明基 (キム・ミョング) (1936年生まれ)

日本政府の見解を批判する日本人研究者の主張や、日本の資料の利用を強化。

日本の公文書で竹島が韓国領土であることを証明するという倒錯した試みは現在も行われている。

VANK (Voluntary Agency Network of Korea) より見たる サイバー空間における非政府アクターの外交的役割

松浦正伸

VANK (Voluntary Agency Network of Korea、반크) の組織概要、外交手段としてのデジタル化、韓国外交との接点を中心に分析する。

・ VANKの組織概要

- ・ 1999年に設立された非営利団体
- ・ 年間予算5億ウォン (2022年12月時点換算で約5,000万円)
- ・ 年間1万名以上の自称「広報大使」を社会に輩出
- ・ 韓国の一方向的な主張を世界に発信し続けている

VANKがテーマとする事象
根深く解決が困難な諸問題全般

- ・ 竹島問題
- ・ 日本海呼称問題
- ・ 慰安婦問題
- ・ 徴用工問題等

・ VANKの命題

2012年「協力了解覚書」締結

VANKの命題

領土問題等を国際紛争化させないよう危機管理をしながら、国際社会に対して韓国と日本や中国との間に横たわる諸問題に関し、韓国の主張や「物語」に関する理解を浸透させることにある。

「物語」 = 「韓国の正しい姿」

VANKは、韓国の「物語」を国際社会に広く拡散させるための装置であるといえる。

韓国外交部

- ・ 韓国による竹島の不法占拠は、国際法上実効的な支配には当たらないと認めることはできない。
- ・ 外交争点化しないよう「実効支配」を継続。
- ・ 紛争地域ではないと主張する以外にコメントを発信できないというのが実態に近い。

外交部の発信が、国際社会に宣伝と受け取られた場合には逆効果となるため、サイバー空間における非政府アクターの機能が有効に発揮されることが望ましい。

・ VANKの外交手段

竹島について

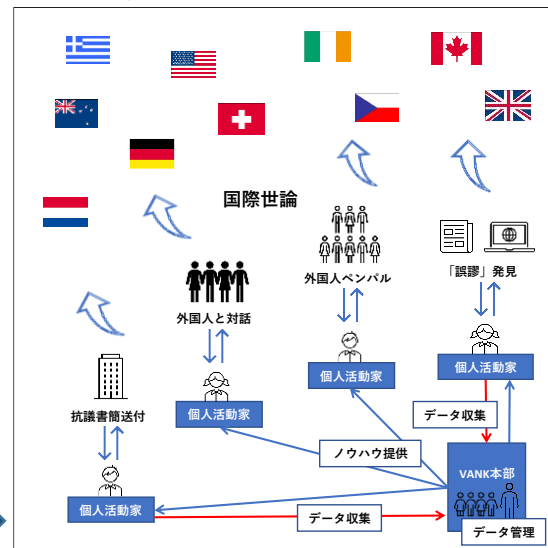
『国際社会を対象に日韓「独島」問題論争を領土問題から歴史認識問題へと転換させる活動を展開しているVANKは一方向的に「悲劇的な歴史」を生成し、深慮を欠いたままそれらを政治的資源として安易に消費している。』

活動について

- ・ 海外教科書、図書館所蔵資料、地図、ウェブサイト (ウィキペディア、CIAによるワールドファクトブック等) の様々な韓国関連情報の「誤り」を見つけて修正するキャンペーンの実施。
- ・ 文書や記録の責任者に手紙や電子メールを送り、「竹島」や「リアンクール岩」を「独島」に改名し、「日本海」を「東海」に改名するよう圧力をかけている。
- ・ VANKメンバーの大多数は中高生で構成されており、組織的にインターネット上の「誤った情報」を見つけている。

草の根アプローチ、デジタル自警行為などを行っている

VANKの組織構造と国際世論



課題

韓国政府が自国市民を有効な外交資源として管理・調整に積極的な姿勢を示す中、今後、日本の領土広報戦略は、どのように展開されるべきであろうか。